都道府県

政 令 市 土壤環境保全担当部(局)長 殿

環境省環境管理局 水環境部土壤環境課長

土壌汚染対策法に基づく基金への政府以外の者からの出えんについて

土壌汚染対策法(以下「法」という。)の施行については、本年2月4日付で環境省環境管理局水環境部長から通知し、2月15日から施行されており、その運用について御尽力いただいているところであります。

さて、法に基づく指定支援法人については、平成14年12月25日付で財団法人日本環境協会を指定したところであり、法第22条に基づき、指定支援法人には政府からの補助金と政府以外の者からの出えん金により基金を設置することとされていますが、当該政府以外の者からの出えんについては、指定支援法人である財団法人日本環境協会が平成15年3月24日付で定めた土壌汚染対策基金業務方法書第3条第2項において別添のとおり定められ、これにより出えんを求めることとしているところであります。

つきましては、貴職におかれても、基金への政府以外の者からの出えんにより、政府からの補助金とあわせて基金が円滑に造成され、指定支援法人の行う支援業務が充実したものとなるよう、制度の趣旨を御賢察の上、土壌汚染対策を講ずる現場において、関係者に対して当該出えんを個別に御要請いただくよう格段の御尽力をお願いいたします。

なお、出えんの要請をしていただく場合には、下記のことについて御留意をお願い します。

おって、別添の方法以外にも産業界等からの出えんについて検討しているところですので念のため申し添えます。

記

- 1. 法に基づき土壌汚染状況調査や汚染の除去等の措置を実施する際のみならず、「指定区域以外の土地から搬出される汚染土壌の取扱指針」(平成15年2月環境省環境管理局水環境部長通知)に基づき自主的に実施する場合についても同様に出えんの要請をお願いしたいこと。
- 2. 搬出汚染土壌管理票の交付(作成)に際して出えんを要請するものにあっては、 社団法人土壌環境センターで搬出汚染土壌管理票の様式を販売するに当たりあわせ て取り扱うこととされており、同センターにおいて1枚当たり700円の出えん金 を含む様式の販売が開始されるものであること。

土壤汚染対策基金業務方法書(抄)

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務方法書は、財団法人日本環境協会寄附行為(以下「寄附行為」という。)第8条の2に基づき、財団法人日本環境協会(以下「協会」という。)が土壌汚染対策法(平成14年法律第53号。以下「法」という。)第20条第1項に基づく指定支援法人として行う法第21条に規定する支援業務(以下「支援事業」という。)及び法第22条に基づき設立される支援業務に関する基金(以下単に「基金」という。)の運用管理の業務の方法についての基本的事項を定め、もってその適正な運営に資することを目的とする。

(基金の造成)

- 第3条 協会は、支援事業に要する資金に充てることを条件として次項の基準により 政府以外の者から出えんされた金額及び政府から交付された土壌環境保全総合対策 推進費補助金をもって基金を造成し、その運用収入及び取崩しにより、支援事業を 行うものとする。
- 2 基金への政府以外の者からの出えんの基準は、次のとおりとする。
 - (1)土壌汚染のある土地から汚染土壌を搬出する者は、搬出汚染土壌管理票(搬出する汚染土壌の処分に係る確認方法を定める件(平成15年3月環境省告示第21号)に規定する搬出汚染土壌管理票をいう。)の様式の購入に際し、1枚につき700円を出えんすること。
 - (2) 土壌環境修復事業の発注を受けた企業は、修復サイトごとにその請負費の0. 1%を出えんすること。
 - (3) 法に基づく指定調査機関は、土壌汚染の調査の請負費の0.3%を出えんすること。